コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Nittetsu Mining Co., Ltd.
最終更新日：2015年11月4日
日鉄鉱業株式会社
代表取締役社長　佐藤　公生
問合せ先：総務部　総務課
証券コード：1515
http://www.nittetsukou.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織づくりと、公正かつ透明性の高い意思決定が行える経営システムの構築に積極的に取り組んでおります。
今後とも、コーポレートガバナンスの重要性を社内の共通認識とし、その充実と実効性の確保を図り、株主ほか、ユーザー、地域社会に信頼される企業づくりに邁進してゆく所存であります。
なお、当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方及び方針については、「日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針」を策定のうえ、ウェブサイト（http://www.nittetsukou.co.jp/company/pdf/policy.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－２】「招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべき」
当社は、従来、株主総会の招集通知については、当該総会の議決権を有する株主様に対して優先的に情報を提供することが肝要と考え、招集通知発送より後（翌営業日）に電子的公表（TDnet及び自社ウェブサイトへの掲載）を行っておりますが、近年、より迅速な情報開示が求められていることなどを踏まえ、株主総会に係る招集通知については、今後、発送より前に電子的公表を行うことを検討しております。

【補充原則１－２－４】「議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を進めるべき」
【補充原則３－１－２】「英語での情報の開示・提供を進めるべき」
当社は、現在、議決権の電子的行使を可能とする環境整備及び招集通知の英訳を行っておりませんが、今後は、海外投資家の比率なども踏まえ、必要に応じて、議決権行使の電子化や東証プラットフォームへの参加、招集通知の英訳の実施について検討を進めてまいります。

【原則２－５】「取締役会は、内部通報体制の運用状況を監督すべき」
【補充原則２－５－１】「経営陣から独立した窓口の設置を行うべき」
当社の内部通報窓口は、現在、業務執行体制内（本社総務部総務課）にあり、外形上、独立したものではありませんが、当社の内部通報制度では、通報内容にかかわらず、すべての通報を常勤監査役に報告する（常勤監査役はその他の監査役に報告する）ことを義務付けております。今後は、窓口の独立性が担保されるよう、外部通報窓口の設置等について検討を進めてまいります。
また、現在、当社は内部通報制度の運用状況を定期的に取締役会へ報告することを義務付けておりませんが、取締役会による適切な監督に資するため、今後、運用状況の報告体制を改善するよう検討しております。

【原則３－１（５）】「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明を開示すべき」
当社は、従来、社外役員の選任に際して選任理由をご説明（株主総会参考書類に記載）しておりますが、社内役員の選任の際には実施していないことから、今後はすべての役員の選任に際して、株主総会参考書類への記載により、その選任理由をご説明することを検討しております。

【補充原則４－１－２】「中期経営計画の実現に向けて最善の努力を行うべき」
【補充原則５－２】「経営計画等の策定・公表に当たっては、具体的に何を実行するのかについて明確に説明を行うべき」
当社は、現在、当社グループに係る中期経営計画を策定しておりませんので、公表はしておりませんが、将来的に策定・公表する方向で検討を進めてまいります。

【原則４－２】「経営陣の報酬には、中長期的な業績等を反映させ、インセンティブ付けを行うべき」
【補充原則４－２－１】「経営陣の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべき」
当社の取締役の報酬については、現在、月額報酬は現金報酬（固定額）、賞与は現金報酬（変動額）によりそれぞれ支給しております。自社株報酬については採用しておりませんが、今後は、中長期的に業績を向上させることができるよう、自社株報酬等について検討を進めてまいります。

【補充原則４－４－１】「監査役会は、社外取締役との連携を確保すべき」
当社は、現在、監査役会と社外取締役とが相互に連携を行う機会を設けておりませんが、今後は、情報交換や認識共有を図るため、意見交換を行う機会を設けることを検討しております。

【補充原則４－８－１】「独立社外取締役は、独立した客観的な立場に基づく情報交換等を図るべき」
当社は、現在、独立社外取締役が独立した客観的な立場に基づく情報交換や意見交換を行う機会を設けておりませんが、今後、社外取締役が社外監査役との間で、取締役会における議論に積極的に貢献することができるよう、当社経営全般について意見交換を行う機会を設けることを検討しております。

【補充原則4-11－3】「取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべき」
当社取締役会は、現在、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行っておりませんので、その結果の概要の開示についても行っておりませんが、取締役会の活性化に向けた検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】
「上場株式の政策保有に関する方針」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第２　４．株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針（１））をご参照ください。
「政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第２　４．株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針（３））をご参照ください。

【原則１－７】
「上場会社が関連当事者取引を行う場合の手続の枠組み」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第２　５．関連当事者との取引に関する基本方針）をご参照ください。

【原則３－１】
（１）「会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画」、
（２）「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（経営理念及び第１　１．コーポレートガバナンスの基本的な考え方）をご参照ください。
（３）「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第４　５．取締役の報酬決定方針及び手続き）をご参照ください。
（４）「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第４　４．取締役・監査役候補者の指名方針及び手続き）をご参照ください。
（５）「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明」
本報告書のうち、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【原則３－１（５）】をご参照ください。

【補充原則４－１－１】
「取締役会が経営陣に委任する範囲」

日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第4　6.経営陣への委任の範囲）をご参照ください。

【原則4－9】
「独立社外取締役の独立性を担保することに主眼を置いた独立性判断基準」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第4　4. 取締役・監査役候補者の指名方針及び手続き（1）2号）をご参照ください。

【補充原則4－11－1】
「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第4　1. 取締役会の構成）をご参照ください。

【補充原則4－11－2】
「取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況」
取締役・監査役の兼任状況については、有価証券報告書（第4【提出会社の状況】5【役員の状況】）をご参照ください。

【補充原則4－11－3】
「取締役会の実効性評価の結果の概要」
本報告書のうち、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【補充原則4-11－3】をご参照ください。

【補充原則4－14－2】
「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第4　7. 取締役・監査役に対する研修）をご参照ください。

【原則5－1】
「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」
日鉄鉱業コーポレートガバナンス基本方針（第5　1. 株主との建設的な対話）をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新日鐵住金株式会社	12,379,600	14.82
公益財団法人　日鉄鉱業奨学会	6,411,615	7.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,922,000	4.70
株式会社　みずほ銀行	2,941,000	3.52
株式会社　三井住友銀行	2,903,040	3.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,405,000	2.88
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,997,000	2.39
日鉄鉱業持株会	1,491,327	1.79
株式会社　三菱東京UFJ銀行	1,398,600	1.67
三菱マテリアル株式会社	1,347,720	1.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成26年7月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成26年7月14日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。
・株式会社三菱東京UFJ銀行
（所有株式）　1,398千株　（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）1.67%
・三菱UFJ信託銀行株式会社
（所有株式）　4,166千株　（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）4.99%
・三菱UFJ投信株式会社
（所有株式）　119千株　（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）　0.14%

株式会社みずほ銀行から平成26年7月23日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年7月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。
・株式会社みずほ銀行
（所有株式）　2,941千株　（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）3.52%
・みずほ証券株式会社
（所有株式）　142千株　（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）0.17%
・みずほ信託銀行株式会社
（所有株式）　1,094千株　（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）1.31%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉱業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊村　剛幸	学者											
金子　勝比古	学者										○	

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊村　剛幸	○	当社と社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係等、特別の利害関係はありません。	社外取締役の独立性につきましては、取締役の業務執行に対する監督機能という面から、親会社、主要な取引先等の出身者でない独立性を有した方を選任し、長年にわたる経営者としての豊富な経験や経営学に精通した学者としての高い見識をもとに、当社の経営全般に対して幅広い観点から助言を頂戴することで、より効果的に監督機能を強化し得ると考え、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有した熊村氏を社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。
金子　勝比古	○	金子勝比古氏は、国立大学法人北海道大学の名誉教授であり、当社は、同法人に対して研究を助成するための寄付を行っておりますが、寄付の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	社外取締役の独立性につきましては、取締役の業務執行に対する監督機能という面から、親会社、主要な取引先等の出身者でない独立性を有した方を選任し、長年にわたる資源工学の学者として培われた高い専門知識や豊富な経験をもとに、当社の経営全般に対して学術的な観点から助言を頂戴することで、より効果的に監督機能を強化し得ると考え、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有した金子氏を社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と定期的に連絡会を実施しているほか、重要案件毎に適宜協議を行っております。
また、本社管理部門の社員を中心に横断的に構成された監査チームによる内部監査の結果は、逐次監査役に報告され、監査役の機能強化に有効に役立てられております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松尾　陽太郎	学者													
若柳　善朗	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾　陽太郎	○	当社と社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係等、特別の利害関係はありません。	社外監査役の独立性につきましては、取締役の業務執行に対する監査機能という面から、親会社、主要な取引先等の出身者でない独立性を有した方を選任し、多角的視点から経営の妥当性を判断していただくことで、より効果的に監査機能を強化し得ると考え、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有した松尾氏を社外監査役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。
若柳　善朗	○	当社と社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係等、特別の利害関係はありません。	社外監査役の独立性につきましては、取締役の業務執行に対する監査機能という面から、親会社、主要な取引先等の出身者でない独立性を有した方を選任し、多角的視点から経営の妥当性を判断していただくことで、より効果的に監査機能を強化し得ると考え、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有した若柳氏を社外監査役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社では、業績を勘案して取締役賞与を決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬額
取締役7名　263百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への連絡、取締役会資料の事前配布などは総務部秘書課が行っております。また、社外取締役に対しては、取締役会開催前に議案の内容や背景、論点等について、担当取締役ほか関係者より、事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）現状の体制の概要
当社の企業統治体制は、取締役会による監督のほか、監査役による日常業務監査及び本社管理部門の社員を中心に横断的に構成された監査チームによる内部監査で対応しており、有効に機能しております。
取締役8名（社外取締役2名を含む）で構成される取締役会は、月に1回定期的に開催しているほか、迅速な意思決定を求められる事案については臨時に取締役会を開催するなど、機動的な運営を心掛けております。
また、重要度の高い案件につきましては、事前に役員、執行役員及び関係者で構成する経営会議において、長期的な経営戦略に基づく多角的な視点から検討を行い、活発な意見交換を行ったうえで、取締役会に付議することとしております。
当社における豊富な業務経験を有する常勤監査役2名及び各々の分野における専門性を有する社外監査役2名で構成される監査役会は、平成10年6月から監査役の半数以上を社外監査役としており、社外監査役からは、豊富な知識・経験に基づく有意義な意見、指摘をいただいております。
本社管理部門の社員を中心に横断的に構成された監査チームによる内部監査は、年初に定めた監査計画に基づき監査チームが社内事業所及び関係子会社に出向き、コンプライアンス及び内部統制の状況並びに経理処理業務を対象とする監査を行っております。
会計監査に関しましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を
実施しております。また、当社の平成26年度に係る会計監査業務は、同監査法人の指定有限責任社員であり業務執行社員でもある公認会計士3名が執行しており、その補助者として公認会計士9名、その他15名が加わっております。
（2）監査役の機能強化に向けた取組状況
当社の社外監査役2名は、親会社、主要な取引先等の出身者でない独立性を有した弁護士及び学者であり、当社の業務、経営に対し、社会的、客観的及び専門的立場から有意義な意見、指摘をいただいており、社外監査役として重要な役割を果たしていただいていると考えております。
また、本社管理部門の社員を中心に横断的に構成された監査チームによる内部監査の結果は、逐次監査役に報告され、監査役の機能強化に有効に役立てられております。
なお、当社の社外監査役は財務・会計に関する知見を有する監査役ではありませんが、日常の業務監査に加え、社内重要会議の内容、業績その他経営状況等必要に応じて常勤監査役から社外監査役へ適宜報告しているほか、代表取締役とも定期的に意見交換の場を設けるなど、監査業務の機能強化に努めております。″

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は設立以来、一貫して資源の開発により日本の基幹産業への原料供給という重責を担ってまいりました。このような使命を継続的に果たすためには、長期的な経営戦略に基づき、高い見識と豊富な経験を有する取締役に加え、当社との間に特別の利害関係がない独立性を有する社外取締役が一体となり経営に当たることが、経営の適正、効率性及び透明性を高めるため最良だと考え、現状の体制を採用しております。
また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、意見を述べるとともに、会計監査人や内部監査部門と連携し、計画的な監査を実施しております。
さらに、経営の透明性の向上を図るため、当社との間に特別の利害関係がない独立性を有した社外監査役を2名選任し、当社の業務、経営に対し、社会的、客観的及び専門的立場から有意義な意見、指摘をいただくなど、外部からの視点に基づく経営監視機能の客観性、中立性も十分に確保されております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年３月期に係る定時株主総会の招集通知は、当該総会の開催日（平成27年６月26日）の約3週間前（平成27年６月５日）に株主へ発送しております。
その他	株主への招集通知発送日の翌営業日に、当社ホームページ上に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信をはじめとする各種IR資料を当社のホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	平成17年４月１日付にて経理部の中にIR推進グループを設置、平成18年４月１日付にて同グループを総務部の下部組織とし、名称を「広報・IRグループ」に変更しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日鉄鉱業グループ行動指針」において、その旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、国際環境管理規格ISO14001の活動、鉱山跡地への緑化、社有林の森林認証取得及び自然エネルギーを利用した発電等、環境に配慮した事業活動への取り組みを推進しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 経営トップ自ら社内重要会議など各事業所及び各関係会社の責任者が集う機会等を捉え、法令遵守の強化・徹底を図る。
ロ. コンプライアンス担当部署による啓蒙活動などにより、社内に不祥事が起こり得ない企業風土の醸成に努める。
ハ. 当社グループ全体を対象とする社内通報規則の活用により、違法行為の早期発見・是正に努める。
ニ. 社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切関係を持たない。
（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録ほか社内の重要文書については、社内規程に基づき、適正に管理・保存する。
（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 各部署において、日常的に業務遂行上のリスクの洗い出しを行い、必要に応じて社内規程の整備を図る。
ロ. 業務遂行上、必要のある場合に、顧問弁護士その他の外部専門家に助言を求め、法的リスクの軽減に努める。
（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 職務権限規程に基づき、会社の業務執行に関する各使用人の権限と責任を明確にし、業務の組織的、能率的運営を図る。
ロ. 重要な案件の意思決定に際しては、役員、執行役員及び関係者で構成する経営会議において、長期的な経営戦略に基づく多角的な視点から検討を行い、活発な意見交換を行ったうえで、取締役会に付議する。
ハ. 迅速な意思決定を求められる事案については、臨時に取締役会を開催するなど、取締役会の機動的な運営に努める。
（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 日鉄鉱業グループ行動指針に従い、企業集団全体としてのコンプライアンス体制の構築に努める。
ロ. 会計基準の遵守及び財務報告の信頼性の確保のため、財務報告に係る内部統制を整備し運用する。
ハ. 管理部門の社員を中心に横断的に構成された監査チームが各事業所及び各関係会社に出向き、内部監査を実施し、業務の適正性を確保する。
ニ. 各子会社に対しては、社内基準に基づき、各社の事業状況、財務状況その他の重要な事項について上申又は報告を行うよう求める。
（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、速やかに監査役の職務について専門性を有する使用人を配置する。
（7）監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ. 監査役の求めに応じて使用人を設置した場合は、当該使用人の選任及び人事考課については監査役と協議のうえ、決定することとする。
ロ. 監査役の求めに応じて設置される使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事させる。
（8）当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 監査役は、社内の重要会議に出席するほか、重要なりん議書について何時でも監査役が閲覧できる体制とする。
ロ. 監査役による各事業所及び各関係会社への監査業務が効率的に行われるよう、年初においてスケジュール化を図る。
ハ. 適時開示の流れの中に監査役へ報告業務を織り込み、会社に重大な損失を与える事象が発生した場合には、速やかに監査役に情報が伝達される体制とする。
ニ. 社内通報規則の通報窓口となる使用人が同規則に基づく通報を受けた場合、直ちに監査役に当該通報の内容が報告される体制とする。
ホ. 社内通報規則には、通報者が通報したことにより不利な取り扱いを受けないことを明記する。
（9）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
イ. 監査役がその職務を執行するために、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家に意見を求めた場合は、当社がその費用を負担する。
ロ. 監査役がその職務の執行についての費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、速やかに支払うこととする。
（10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役との定期的な意見交換の場を設け、監査役の監査が実効的に行われる体制を整えるように努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの役員・従業員の職務遂行上の行動に係る基本方針である「日鉄鉱業グループ行動指針」において、当社は、社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを掲げております。
その対応総括部署として当社総務部がこれに当たり、所轄警察署、顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、これら連携先からアドバイスを受けながら反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。
また、「日鉄鉱業グループ行動指針」の当社及びグループ会社での掲示、社内報での掲載などにより、当社グループの役員・従業員に対して、反社会的勢力との関係排除の周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

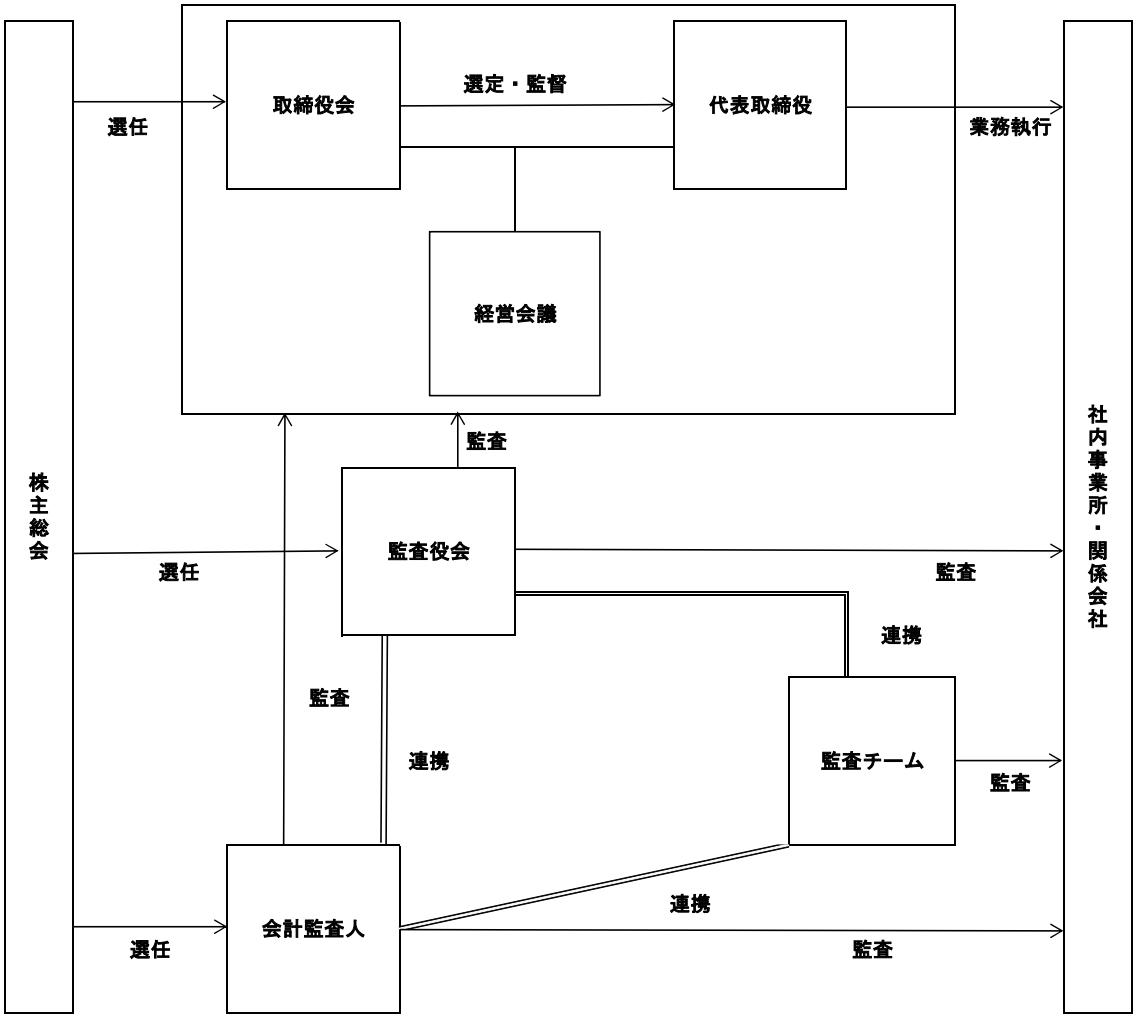
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示担当部署
　当社及びグループ会社に係る重要な会社情報に関しては、総務部門及び経理部門の担当者から構成された広報・IRグループが適時開示を担当しております。
2. 適時開示方法
（1）当社に係る情報
イ. 決定事実に係る情報
　株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則（以下「適時開示規則」といいます。）に規定された重要な決定事実については、原則として毎月１回開催される定時取締役会（緊急を要する事案については臨時取締役会）において決議がなされた後、広報担当部署である広報・IRグループがTDnet及び記者クラブ並びに当社ホームページを通して開示しております。
ロ. 発生事実に係る情報
　適時開示規則に定められた重要事実に該当する可能性のある事実が発生した場合は、当該事象を管轄する部署から広報・IRグループ宛に報告がなされ、同グループリーダーは東証に届け出ている情報取扱責任者（総務部管掌取締役）及び代表取締役社長に報告、その指示を仰いだうえで、重要事実に該当する場合は速やかに開示を行うよう、広報担当者に指示を出すこととしております。
　また、当該事実を公表した旨、監査役会にも報告を行っております。
ハ. 決算に関する情報
　決算に関する情報のうち開示を要する事項については、経理部長より広報・IRグループ宛、当該決算情報開示の依頼があり、同グループリーダーは情報取扱責任者及び代表取締役社長に報告、その指示を仰いだうえで、速やかに開示を行うよう、広報担当者に指示を出すこととしております。
　また、当該事実を公表した旨、監査役会にも報告を行っております。
（2）子会社に係る情報
　当社グループの子会社において、適時開示規則に定められた重要事実に該当する可能性のある事項について決定した又は発生した場合は、
各子会社の社長又は担当者より当社の広報・IRグループ宛に報告がなされ、同グループリーダーは情報取扱責任者及び代表取締役社長に報告、その指示を仰いだうえで、重要事実に該当する場合は速やかに開示を行うよう、広報担当者に指示を出すこととしております。
　また、当該事実を公表した旨、監査役会にも報告を行っております。
3. 適時開示に係るチェック体制
　取締役会への付議内容や重要な社内りん議書を、適時開示担当部署である広報・IRグループにて逐一確認し得るチェック体制を取っております。

【参考資料：模式図】


株主総会
選任
取締役会
選定・監督
代表取締役
業務執行
経営会議
監査
選任
監査役会
監査
社内事業所・関係会社
連携
監査
連携
監査チーム
監査
連携
選任
会計監査人
監査

【参考資料：適時開示に係る社内体制図】

